（計量法関係手数料令の一部改正）

第二条　計量法関係手数料令（平成五年政令第三百四十号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号に掲げる者については、経済産業省令で定めるところにより、実費を勘案して、同表に掲げる金額を減額することができる。

一　経済産業省令で定める機関が作成した法第七十一条第一項第一号の経済産業省令で定める技術上の基準の全部又は一部に関する試験の結果の証明書を添えて、法第七十六条第一項、第八十一条第一項又は第八十九条第一項の承認を受けようとする者

二　法第七十六条第一項、第八十一条第一項又は第八十九条第一項の承認を受けた型式と重要な部分において異ならない型式について、法第七十六条第一項、第八十一条第一項又は第八十九条第一項の承認を受けようとする者

別表第四第一号中「四十八万四千六百円」を「四十万八千六百円」に改め、同表第二号イ(1)中「六十六万九千九百円」を「五十五万九千二百円」に改め、同号イ(3)中「八十七万四千六百円」を「七十六万三千九百円」に改め、同表第五号イ(1)中「五十五万千八百円」を「四十万三千百円」に改め、同号ロ(2)中「充てん機構」を「充塡機構」に、「五十八万八千九百円」を「四十四万二百円」に改め、同号ハ中「五十八万八千九百円」を「四十四万二百円」に改め、同号ニ(1)中「六十万七千円」を「四十五万八千三百円」に改める。

別表第四に備考として次のように加える。

備考　上欄に掲げる特定計量器（第一号、第二号イ(1)及び(3)、第五号イ(1)、ロ、ハ及びニ(1)、第七号イ、第八号、第十三号並びに第十五号イからトまでに限る。）について法第七十一条第二項の経済産業省令で定める方法に基づき次の各号に掲げる試験を受ける場合にあっては、下欄に掲げる金額に当該各号に定める金額を合算するものとする。

一　放射無線周波電磁界イミュニティ試験　十二万千三百円

二　無線周波電磁界によって誘導する伝導妨害に対するイミュニティ試験　五万四千四百円

三　サージイミュニティ試験　三万八千六百円

四　ソフトウェア制御の電子装置の追加要件試験　八万二千七百円

別表第五備考第一号中「金額と」を「金額に」に、「額とを」を「額を」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十九年十月一日から施行する。ただし、第一条中計量法施行令第八条の改正規定及び附則第五条の規定は、公布の日から施行する。

（特定計量器の使用に関する経過措置）

第二条　附則別表の第一欄に掲げる特定計量器（次項及び次条において単に「特定計量器」という。）については、計量法（以下「法」という。）第十六条第一項の規定にかかわらず、それぞれ同表の第二欄に掲げる日（次項において「第二欄基準日」という。）前までは、同条第一項第三号の検定証印等（次項において単に「検定証印等」という。）が付されていないものを取引又は証明における法定計量単位による計量に使用し、又は使用に供するために所持することができる。

2　検定証印等が付されていない特定計量器であって、それぞれ第二欄基準日前から取引又は証明における法定計量単位による計量に使用されているものは、法第十六条第一項の規定にかかわらず、それぞれ第二欄基準日以後においても、附則別表の第三欄に掲げる日前までは、取引又は証明における法定計量単位による計量に使用し、又は使用に供するために所持することができる。

（特定計量器の検定の開始時期）

第三条　特定計量器については、それぞれ附則別表の第四欄に掲げる日前は、法第十六条第一項第二号イの検定を行わない。

（自動はかりの製造又は修理の事業の届出に関する経過措置）

第四条　この政令の施行の際現にこの政令による改正後の計量法施行令第二条第二号ロに規定する自動はかりの製造又は修理の事業を行っている者についての法第四十条第一項又は第四十六条第一項の規定の適用については、これらの規定中「あらかじめ」とあるのは、「平成三十年九月三十日までに」とする。

（特定商品の販売に係る計量に関する政令の一部改正）

第五条　特定商品の販売に係る計量に関する政令（平成五年政令第二百四十九号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第十七号」を「第十一号」に改める。

附則別表

特定計量器（法第二条第四項に規定する特定計量器をいう。）	新たに使用するものについての使用の制限の開始日	既使用のものについての使用の制限の開始日	検定の開始日
一　自動捕捉式はかり	平成三十四年四月一日	平成三十七年四月一日	平成三十一年四月一日
二　ホッパースケール、充塡用自動はかり及びコンベヤスケール	平成三十五年四月一日	平成三十八年四月一日	平成三十二年四月一日

経済産業大臣　世耕　弘成

内閣総理大臣　安倍　晋三